

定期の予防接種における対象者の解釈について

『●歳に達した時』の考え方

年齢は出生の日から起算され、期間はその末日の終了をもって満了するため、翌年の誕生日の前日(24時)に1歳年をとると考えます。
例えば、平成25年4月1日生まれの人であれば、平成26年3月31日(24時)に1歳に達したと考えます。

『●歳に至るまで』の考え方

誕生日の前日(24時)に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1日生まれの人であれば、『1歳に至るまで』と言った場合、『平成26年3月31日まで』という意味になります。(3月31日は含まれます。)

『●歳に達するまで』の考え方

誕生日の前日(24時)に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1日生まれの人であれば、『1歳に達するまで』と言った場合、『平成26年3月31日まで』という意味になります。(3月31日は含まれます。)

『●歳以上』の考え方

誕生日の前日(24時)に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1日生まれの人であれば、『1歳以上から接種可能』と言った場合、『平成26年3月31日から接種可能』という意味になります。
* 厳密には24時に1歳年をとるので、3月31日であっても0時から24時に至るまでは、1歳に達していませんが、真夜中の24時に接種を受けられることは通常想定されないため、日中でも接種を受けられるように配慮したものです。

『●歳未満』の考え方

誕生日の前日(24時)に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1日生まれの人であれば、『1歳未満まで接種可能』と言った場合、『平成26年3月31日まで接種可能』という意味になります。
* 『●歳以上』の考え方では、被接種者の都合を考慮して、厳密には接種対象年齢には達していない時間帯も含めて、3月31日の丸一日を接種可能日としました。
一方、『●歳未満』の考え方では、厳密に前日(24時)に1歳年をとると考えて、3月31日24時に至るまでは接種可能とするものです。

『●歳に至った日』の考え方

誕生日の前日(24時)に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1日生まれの人であれば、『1歳に至った日』は、『平成26年3月31日』を指します。

*『至った日まで』は、『至るまで』、『達するまで』と同義であり、3月31日は含まれます。

『生後1月に至るまで』の考え方

単位が月になった場合、暦に合わせて翌月の同日の前日に、1月が経過したと考えます。したがって、平成25年4月1日生まれの人であれば、翌月の同日(5月1日)の前日(4月30日)に生後1月を迎えたと考えます。

なお、翌月に同日となる日が存在しない場合には、翌月の最後の日に1月経過したと考えます。

例えば、平成25年1月31日生まれの人であれば、2月28日に生後1月を迎えたと考えます。

『生後3月に至るまで』であれば、3か月後の同日(7月1日)の前日(6月30日)に生後3月に至ったと考えます。

『●歳に至るまでの間』の考え方

誕生日の前日(24時)に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1日生まれの人であれば、『1歳に至るまでの間』と言った場合、『平成26年3月31日になるまで』という意味になります。

*3月31日までは対象となりますが、4月1日は対象外となります。

『●歳に至った日』の考え方

誕生日の前日に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1日生まれの人であれば、『1歳に至った日』と言った場合、『平成26年3月31日』を指します。

『●歳に至った日の翌日』の考え方

誕生日の前日に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1日生まれの人であれば、『1歳に至った日の翌日』と言った場合、『平成26年4月1日』を指します。

『生後3月から生後6月に至るまでの間にある者』の考え方

平成25年4月1日生まれの人であれば、7月1日の前日(6月30日)に生後3月を迎えたと考えます。同様に、生後6月であれば、10月1日の前日(9月30日)に生後6月を迎えたと考えます。

したがって、この場合、『生後3月から生後6月に至るまでの間にある者』とは『6月30日から9月30日までの期間内にある者』ということになります。